

中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償の
請求書作成支援臨時窓口を開設いたします。

東京電力ホールディングス株式会社からのお知らせです。

8月21日(月)から現在開設中の森合窓口と併せて「福島市市民会館」においても、請求書作成支援「臨時窓口」を開設いたします。請求書の記載方法等、ご不明な点がございましたら、ご足労おかけしますが「臨時窓口」へご来場いただきますようお願い申し上げます。

記

○名称：請求書作成支援臨時窓口（自主的避難等対象区域）

○会場：福島市市民会館 1階（福島市霞町1番52号）

○開設日時：令和5年8月21日(月)～10月31日(火)

月曜日～金曜日の午前9時30分～午後1時30分

*祝日並びに9月13日(水)～9月15日(金)、10月11日(水)は除く

○持参いただくもの

お申し出番号が「J」から始まる請求書

(中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償に関する請求書)

*事前にお申し出番号についてご確認をお願いいたします。

お申し出番号

ⓐ000012345

「A」から始まる請求書をお持ちの方のご相談は、大変お手数ではございますが「森合窓口」までお越し頂きますようお願いいたします。

【福島市市民会館案内図(臨時)】(お申し出番号が「J」から始まる方)

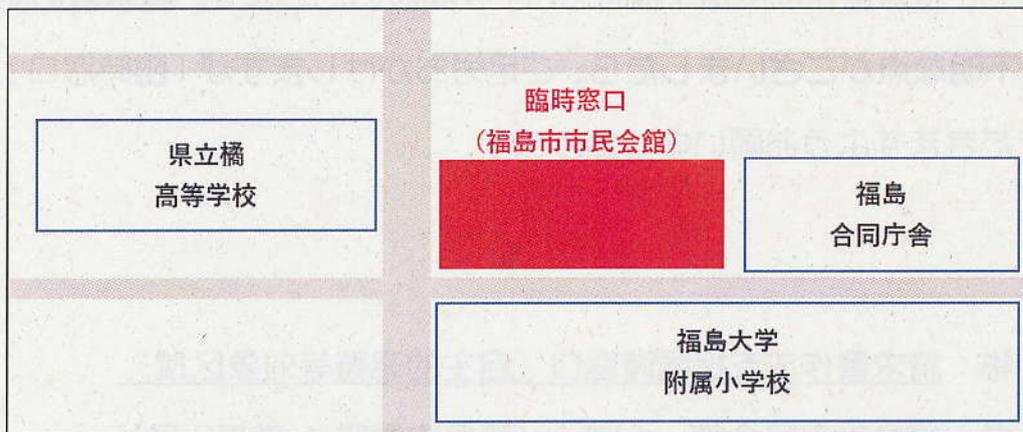
住 所：福島市霞町1-52

開設日時：令和5年8月21日(月)～10月31日(火)

月曜日～金曜日の午前9時30分～午後1時30分

*祝日並びに9月13日(水)～9月15日(金)、10月11日(水)は除く

※福島市市民会館さまへのお問い合わせはご遠慮願います。

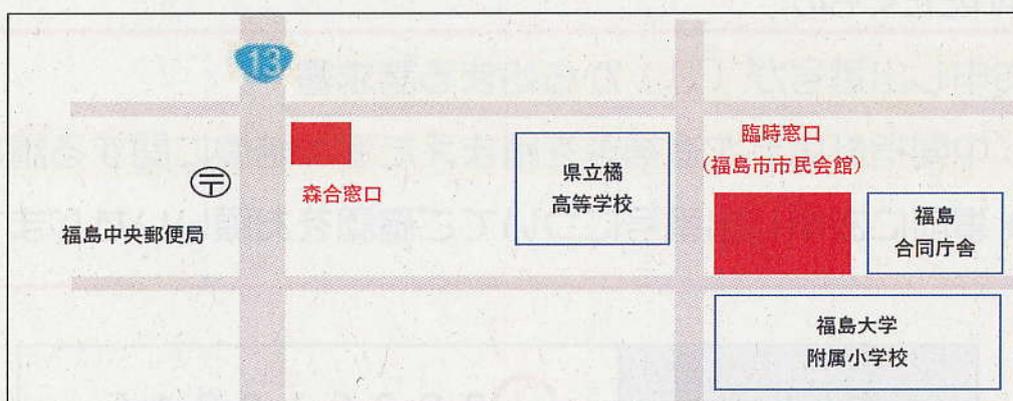


【森合窓口案内図(常設)】(お申し出番号が「A」から始まる方)

住 所：福島市森合町14-11

開設日時：月～土(休祝日を除く) / 午前10時～午後4時

*当面の間は土曜日も開設いたします。



【お問い合わせはこちらへ】

中間指針第五次追補決定に係る精神的損害等の賠償に関する

ご相談専用ダイヤル

電話番号：0120-926-470

受付時間：午前9時～午後7時(月～金[除く休祝日])

午前9時～午後5時(土・日・休祝日)